

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○保安林の指定実施要件の変更 (同)

○保安林の指定実施要件の変更の予定 (三件) (森林整備課)

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (二件) (同)

○建築士免許の取消し (都市計画課)

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)

○教育委員会定例会の開催 (建築宅地課)

○政治団体の届出事項の異動届の訂正 (教育委員会)

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十五年分) (選挙管理委員会)

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十六年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十七年分)

告 示

○宮城県告示第四百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇七〇〇四六二	まるつとますだ 名取市増田八丁目一 一二十三	生活介護	社会福祉法人 むそう	平成二十九年 五月一日
○四一一二〇〇五七九	みんなの家のぞみ 登米市中田町宝江新 井田字新姥沼百九十 一番地	就労継続支援B 型	有限会社みん なの家	平成二十九年 五月一日
○四一二二〇一四八	ふきのとう村田 柴田郡村田町大字小 泉字南乙内二十二	就労継続支援B 型	一般社団法人 ふくのね	平成二十九年 五月一日

○宮城県告示第四百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二二〇〇一六	路のとう共同作業所 柴田郡村田町大字小 泉字南乙内二十二	就労継続支援B 型	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十九年 四月三十日

○宮城県告示第四百五十四号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町花測浜字社敷場八、九、一一の一

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字土浜七五の二、七六、字清水二九、三三の三、字西一四の二・一五の一・一八・一九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、東宮浜字鶴ヶ湊一四、一五、六八（次の図に示す部分に限る。）、字西大木二五の二、字左道二八（次の図に示す部分に限る。）、吉田浜字沢尻三五の三（次の図に示す部分に限る。）、一四の二、一七、三三の二、三五の四、三六の二、五二の一、五五の一から五五の三まで、五六の一、五六の二、五八、五九の一、五九の二、六一、六二、六三の二、六四、六五の一、字台三八、四〇の一、四一の一、四九、九六の二、一〇九の一、一二七、一二八、一三八、字寺山一四の一、一五の一、一六の一、一七の一、一八の一、一八の二、一九の一、二一、二二の一、花測浜字寺坂一から八まで、一一の二、一六、一七、一八の一、一九の一、二〇の一、二一、二二の一、二四から二六まで、字古館三三の一、二九の一、字堤谷一から七まで、一八の二、字社敷場一から三まで、字観音堂一三の一、一三の二、一五の一、一八、一九、二〇の二

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、東松島市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、東松島市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧場所

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画ごみ焼却場

2 名称 一号河南地区ごみ焼却場

○宮城県告示第四百五十九号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公表

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十八号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公表の縦覧に供する。

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画ごみ焼却場

2 名称 一号河南地区ごみ焼却場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十九号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公表

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧場所

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画ごみ焼却場

2 名称 一号河南地区ごみ焼却場

○宮城県告示第四百五十九号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公表

の縦覧に供する。

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画火葬場

2 名称 一号東松島市火葬場

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百六十号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年四月二十七日	熊谷 計四郎	二級建築士	第一千二百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	北山 榮	二級建築士	第一千四百五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	佐藤 有美	二級建築士	第一千四百七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	岡崎 治夫	二級建築士	第一千五百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	白鳥 三男	二級建築士	第一千五百三十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	大竹 侖	二級建築士	第一千六百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	鎌田 昭郎	二級建築士	第一千六百二十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	手島 精一	二級建築士	第一千六百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	白土 弘	二級建築士	第一千六百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	高橋 貞男	二級建築士	第一千六百六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年四月二十七日	金津 嘉夫	二級建築士	第一千七百七十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	郷内 進	二級建築士	第一千八百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	齋藤 義喜	二級建築士	第一千九百十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	菊池 六郎	二級建築士	第一千九百六十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	船岡 昭一	二級建築士	第三千四十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	早坂 義則	二級建築士	第三千四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	隅本 信雄	二級建築士	第三千二百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	菅原 勉	二級建築士	第三千二百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	高橋 嘉男	二級建築士	第三千三百五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	千葉 仁一	二級建築士	第三千四百八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	今野 弘	二級建築士	第三千四百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	菊地 喜三郎	二級建築士	第三千四百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	渡辺 陸夫	二級建築士	第三千五百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	佐竹 力	二級建築士	第三千五百八十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	今野 久	二級建築士	第三千八百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	千葉 文助	二級建築士	第三千九百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	八島 則彦	二級建築士	第三千九百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	安齊 幸夫	二級建築士	第三千九百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	蓬田 正美	二級建築士	第四千四百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	林 正夫	二級建築士	第四千五百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公 告

平成二十九年四月二十七日	田口 昭雄	二級建築士	第四千五百七十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	植村 久男	二級建築士	第四千七百二十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	伊藤 貞固	二級建築士	第四千八百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	蜂谷 繁	二級建築士	第五千八百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	柴崎 富夫	二級建築士	第五千三百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	横山 稔	二級建築士	第六千六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	浅田 和藏	二級建築士	第六千七百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	広瀬 信一	二級建築士	第七千三百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	日下 信一	二級建築士	第七千四百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	鈴木 光治	二級建築士	第七千七百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	大崎 幸男	二級建築士	第七千七百六十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	滝沢 健藏	二級建築士	第八千九十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	小島 昇	二級建築士	第九千三百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	板橋 敬一	二級建築士	第九千八百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月二十七日	中島 徳三	二級建築士	第一万八百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年五月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市高館吉田字前沖二百五十一番、二百五十二番

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十九年五月九日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日 時 平成二十九年五月十七日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

第三号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

第四号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

第五号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

第六号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

二番、二百五十三番、二百五十四番、二百五十五番、二百五十六番、二百五十七番、十五番一の一部、十五番二の一部、十五番一地先の道のの一部、十五番一地先の水の一部

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一

渋谷商事株式会社

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二一三六一)

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により政治団体から届出があった届出事項の異動について、訂正の届が提出されたので、平成二十八年宮選管告示第四百十号の一部を次のとおり改める。

平成二十九年五月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党川崎町支部の主たる事務所の所在地の異動の
新中

「柴田郡川崎町大字今宿字野上上二〇七一」を「柴田郡川崎町大字今宿字野上町一〇七一」に改める。

○宮選管告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第四百二十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十九年五月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

民主党宮城県第2区総支部の平成二十五年分収支報告書の要旨の

2 支出総額中
「2 支出総額 10,470,227円」を「2 支出総額 10,116,453円」に改める。

4 支出の内訳中
「政治活動費 4,530,761円」を「政治活動費 4,176,987円」に改める。
「調査研究費 360,578円」を「調査研究費 6,804円」に改める。

○宮選管告示第五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十六年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十七年宮選管

告示第五百十八号の一部を次のとおり改める。

平成二十九年五月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

民主党宮城県第2区総支部の平成二十六年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中
「1 収入総額 1,786,153円」を「1 収入総額 2,139,927円」に改める。

「前年繰越額 465,022円」を「前年繰越額 818,796円」に改める。

○宮選管告示第五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十七年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十八年宮選管告示第五百二十二号の一部を次のとおり改める。

平成二十九年五月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

民主党宮城県第2区総支部の平成二十七年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中
「1 収入総額 1,356,363円」を「1 収入総額 1,712,137円」に改める。

「前年繰越額 398,346円」を「前年繰越額 752,120円」に改める。